

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(素案)について

1 趣旨

本計画は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための計画であり、現計画が令和7年度で終期を迎えることに伴い、近年の状況等を踏まえ、内容を見直すものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第6条に基づき策定する琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための指針です。

3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

4 主な改定内容

コロナ禍を経た中での琵琶湖のレジャー利用を取り巻く環境の変化や、琵琶湖のレジャー利用の状況の変化を踏まえて見直しを行います。

- (1) 琵琶湖への観光客数がコロナ禍前に戻りつつある中で、プレジャーボートに関する苦情件数が増加傾向にあることや、近年は苦情が少なかった地域においても苦情が発生していることを踏まえて、「航行規制水域の考え方等について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行います。」としました。(資料5-3 P.21)

琵琶湖レジャー利用適正化審議会における主な意見

- ・「規制が足りないのではないか。」
- ・「バランスの取れた規制や制限、利用の方法を検討いただきたい。」

- (2) 瀬田川を中心に特定外来生物のチャネルキャットフィッシュが確認されており、琵琶湖の生態系に影響を及ぼす恐れがあることから、レジャー利用における取組として、外来生物法(生きたままの運搬禁止)を周知するほか、「チャネルキャットフィッシュをリリースしないよう、任意での協力を呼びかけます。」としました。(資料5-3 P.28)

琵琶湖レジャー利用適正化審議会における主な意見

- ・「ルールをガチガチにして推し進めるのは、過去の経緯から見てもうまくいかないのではないか。ある程度自由にしてはどうか。」

- (3) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討の一環として、「多様化するキャッシュレス決済とその普及状況を踏まえて、それらに関する技術やサービスを活用した寄附方法の導入を検討します。」としました。(資料5-3 P.36)

琵琶湖レジャー利用適正化審議会における主な意見
・「使い道の明記と協力したいと思わせるような文言が大事。」

- (4) 琵琶湖ルールを知らない利用者の増加や利用者の言語の多様化を踏まえて、Web広告による啓発やピクトグラムによる表記を行います。(資料5-3 P.38)

琵琶湖レジャー利用適正化審議会における主な意見
・「SNSなどの媒体を使ったアピールをもう少し取り入れてはどうか。」

5 スケジュール (予定)

令和7年度

- 5月15日 県議会常任委員会報告(策定が予定されている計画等)
- 6月 5日 琵琶湖レジャー利用適正化審議会開催(諮問)
- 8月29日 琵琶湖レジャー利用適正化審議会開催(素案)
- 10月 9日 県議会常任委員会報告(素案)
- 11月 琵琶湖レジャー利用適正化審議会開催(答申案)
- 12月 県議会常任委員会報告(原案、県民政策コメントの実施)
- 12月～1月 県民政策コメントの実施
- 3月 県議会常任委員会報告(県民政策コメントの結果、計画案)
- 3月 改定・公表